競 入 札 心 得

(総則)

1条 支出負担行為担当官 北海道環境生活部長が発注する業務委託の入札に当たっては、 別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。 第1条

(入札保証金等)

- 第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されてる者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に支出負担行為担当官を被保険者とする入札保証保険契約を終われ、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は 一部の納付を免除します
- 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。
 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

 入札保証金に代える担保として銀行等又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証
- 期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

- 第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。
- 削除

(公正な入札の確保)

- 第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第5
- 4 末 八九夕川自は、私的独白の宗正及ひ公止取りの確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

- 5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはで 第5条
- きません。
- 「入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止) 第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

- (無効入札) 第7条 次の 、れり 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札 入札書の記載金額を加除訂正した入札 入札書に記名押印がない入札

 - 3)

 - 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札 削除

 - 8)

 - (9) 無権代理人がした入札 (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなっ たものに限る。) (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第 8 条 開札は、通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の 面前で行います。

(再度入札) 第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入 札を行います。再度入札の執行回数は原則として1回とします。

(落札者の決定) 第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落 札者とします。

落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

- (最低価格の入札者を落札者としない場合) 第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。 (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。 (2) まの者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって

 - 著

- しく不適当と認められるとき。 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなけ
- ればなりません。 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の

- (入札保証金等の返還) 第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契 約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれ
- に代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当官の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当官に提 出しなければなりません。

(落札者と契約の締結を行わない場合) 第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措 置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(入札保証金等の帰属)

- (人代味証立等の帰属) 第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証 金又はその納付に代えて提供した担保は、支出負担行為担当官に帰属します。 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落 札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違 約金を支出負担行為担当官に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- (契約保証金等) (16条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100 分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に支出負担行為担当官を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約は、定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期前項の履行保証保険契約は、定率)での補の特約のあるものとし、かり間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、その担保に質権を設め保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保にし、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。 契約保証金に代える担保として銀行等又は保証事業会社の保証を提供するとまでに生刻の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生期間の終期(目的物の引渡しとを証する書面を提出してください。 第16条

(入札保証金等の充当) 第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約 保証金の一部に充てることができます。

- ことがあります。

(入札の取りやめ等)

第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当官が入札を公正に執 行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は 取りやめることがあります。

- 第20条
- (入札の辞退)
 20条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
 - 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当官に連絡する

- こと。 (2)入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。
- (不正行為に伴う損害賠償等) 第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償 金を徴収し、又は契約を解除することがあります。